

DV被害でお悩みのあなたへ

配偶者、パートナーの身体に対する暴力や心身を傷ける言動、それがDVです。



こんな時はひとりで悩まず、相談してください。

夫の言動が気になる
夫から自立したい



配偶者暴力相談支援センターへ

カウンセリング、一時保護
自立支援等の各種情報提供

今すぐ助けてほしい



警察へ～緊急的な対応

加害者の検挙、暴力の制止
加害者に対する指導・警告
警察本部長等の援助

夫から逃れたい
夫を引き離してほしい



地方裁判所へ

被害者の申し立てに基づき、必要
性を判断し、「**保護命令**」を発令

Q 警察本部長等の援助とは何をしてくれるのですか。

A DV被害を受けている方からの要望に応じて、自ら被害を防止するための措置や、発生を防止するために必要な援助を行います。

主なものとしては、

- 配偶者暴力相談支援センターなどの紹介
- 避難先を加害者に知られないようにするための措置
～住民基本台帳などを閲覧されないための支援
～加害者から行方不明届を出されたときの対応
- 被害防止交渉を円滑に行うための措置
～加害者への連絡や警察施設の利用
- 防犯ブザーなど、被害防止物品の貸し出し

などがありますが、その状況に応じて必要な対応を検討します。

ストーカーや配偶者暴力の被害を受けた場合、はじめは自分ひとりで解決できると思うかもしれませんが、

しかし、事態が急展開して、あなたやあなたの家族など身近な人の生命や身体に被害がおよび、凶悪事件に発展するおそれがあります。

被害が深刻になる前に、勇気を持って警察に相談してください。警察では、あなたの意思をふまえ、加害者の検挙だけでなく、保護対策や防犯指導など、最善の対策を行います。



宮城県警察

緊急時は110番、相談は最寄りの警察署生活安全課まで

☆ 被害を防止するために知ってほしいこと ☆

◎ 避難の準備

最小限持ち出す物品を整理しておくなど、いつでも避難できる準備をしておきましょう。

◎ 手がかりを残さない

避難後、加害者から追跡される手がかりとなるような情報を残さないようにしましょう。

(例:親族、友人、勤務先を記載してある住所録、手紙など)

◎ 運送業者への対応

家から荷物を運び出すときには、運送業者に対し、荷物の搬送先を加害者に漏らさないように依頼しておきましょう。

◎ 避難先を広めない

避難した場合は、避難先を知らせる人は最小限にして、知らせた人には、加害者からの問合せに応じないように依頼しておきましょう。

◎ 学校に相談する

子どもを連れて避難している場合は、学校に相談し、加害者からの子どもの在籍確認や引渡しに応じないこと、子どもから目を離さないよう注意すること等を依頼しておきましょう。



☆ 捜査、保護命令手続を進めるための対応 ☆

～事件化や保護命令手続に備え、証拠を準備しておきましょう～

◎ 診断書

DVにより受傷し、医療機関で治療を受けた場合は、診断書を取得しておきましょう。後からでも申請をすれば、診断書は発行してもらえます。

◎ 写真

DVにより負傷した場合は、診断書とは別に、身体にあざや怪我などの写真を撮っておきましょう。また、加害者が家で暴れたときなどは、家具が壊された様子なども写真におさめておくとよいでしょう。

◎ 録音・録画テープ

脅迫や暴力の状況が録音録画されていると、もっとも重要な証拠になります。携帯電話機にかかってきた電話を録音したものや、留守番電話のメッセージなども証拠として使えますので、消去せずに保存しておきましょう。

◎ メール

メールの内容次第では、重要な証拠となります。思い返したくもなく消去したいと思うかもしれませんが、客観的な証拠なので、保存しておきましょう。

◎ 念書

DV被害を受け別居したが、加害者が謝罪したため家に戻り、再び暴力が繰り返されるというケースが少なくありません。家に戻る際に加害者に作成させた念書なども保管しておきましょう。

◎ 日記などの記録

いつ、どんなDVがあったか、具体的に記録に残しておくようにしましょう。

